

労働保険料等納入証明書（証明願）を提出される皆さまへ

郵送による依頼を原則としていますが、来局による依頼もお受けします。しかしながら、様々な事情により当日お渡しできない場合がありますので、ご了承ください。

また、場合によっては、当該事業場の従業員であることを確認できる書類（健康保険証、社員証及び運転免許証等）の提示を求めることがあります。

【申請時の必要物】

<必ず必要なもの>

労働保険料等納入証明書（証明願）・・・必要枚数分（例：1枚必要であれば1枚）

<以下①～⑤に該当する場合は、番号に応じたものが必要になります>

- ① 郵送で証明依頼する場合
→ 返信用封筒（切手貼付のうえ、必ず同封願います。）
- ② 当該事業場以外（社会保険労務士事務所等の代理人）へ交付を希望される場合
→ 事業主からの委任状
- ③ 新規成立または年度更新による保険料申告書提出後おおよそ2ヶ月以内での証明依頼となる場合
→ 申告書の写し
- ④ 労働保険料の納付後おおよそ2週間以内での証明依頼となる場合
→ 領収証書の写し
- ⑤ 労働保険料の納付方法が口座振替の場合、振替日以降おおよそ2週間以内での証明依頼となる場合
→ 振替（引落し）が記載された通帳の写し等
(口座名義部分の写しも添付してください。不要な部分はマスキング可)

【留意事項】

- ① 当証明は、労働保険料等（証明日時時点で、納期限後のもの）に未納がないことの証明になります。
- ② 労働保険料及び一般拠出金に一部でも未納があると、納付証明書を交付できません。
- ③ 当証明書は、労働基準監督署及び公共職業安定所では発行できません。
- ④ 当証明は、「未納がないこと」の証明様式になります。領収書紛失等で具体的な納入金額、納入年月日等の証明が必要な場合は下記までお問い合わせ下さい。
- ⑤ 郵送の場合、受理からおおよそ一週間程度で証明書を発送いたします。
- ⑥ 当証明の発行手数料は無料です。

【納入証明についての送付先（窓口受付場所）・問合せ先・受付時間等】

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル 17階

大阪労働局 総務部 労働保険徴収課

TEL 06-4790-6330

電話・窓口受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15（平日のみ）

※ 労働保険事務組合に委託されている事業場につきましては、労働保険適用・事務組合課（TEL:06-4790-6350）に送付してください。（徴収課と同じ建物・フロアになります。）